

平成22年度奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育 に関する入学者選抜実施要項

平成22年度奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜については、この要項（以下「中高一貫教育要項」という。）に基づいて実施します。

1 応募資格

十津川村立上野地中学校、小原中学校、折立中学校及び西川中学校を平成22年3月卒業見込みの者で、「中高連携した学習の記録」を提出できるもの

2 募集人員

募集人員は、別に示す奈良県立十津川高等学校の募集人員を上限とします。

3 出願手続

(1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

平成22年2月8日（月）午前9時から午後3時まで

ただし、郵送の場合（2ページ、5出願手続(2)参照）は、2月4日（木）までの消印があるものに限ります。

(2) 志願者は、奈良県立十津川高等学校長へ定められた期間内に次のア～ウを在学している中学校の校長を経て提出してください。

ア 連携型中高一貫教育に関する入学者選抜入学願書（別に定める用紙）

イ 入学検査料（奈良県収入証紙により納付）

ウ 中高連携した学習の記録（奈良県立十津川高等学校長が別に定める様式）

(3) 入学願書にはり付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。

(4) 高等学校長は、上記(2)の書類を受け付けたとき、受検票を交付してください。

(5) 出願後、入学願書の取下げはできません。

4 調査書等の提出

中学校長は、特色選抜要項6調査書等の提出(1)、(2)、(5)に準じてください。

なお、奈良県立十津川高等学校長への提出期間及び提出書類は、次のとおりです。

(1) 提出期間

平成22年2月8日（月）午前9時から午後3時まで

(2) 提出書類

調査書（46ページ、様式1）

5 検査

(1) 検査は、平成22年2月18日（木）に、奈良県立十津川高等学校で実施します。

(2) 作文（50点満点）及び面接を実施します。

(3) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

6 入学者の選抜

- (1) 奈良県立十津川高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜に当たってください。
- (2) 選抜に当たっては、学習成績（特色選抜要項 **8 入学者の選抜** (2) 参照）の合計点及び調査書の「総合所見」、作文の得点、面接の結果並びに「中高連携した学習の記録」等を考慮して総合的に判定してください。
- (3) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号で行ってください。

7 合格発表

平成22年2月24日（水）午後、奈良県立十津川高等学校で受検番号により発表します。

8 その他

- (1) 奈良県立十津川高等学校の募集人員から出願者数を差し引いた人員について、特色選抜を実施します。さらに、奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜及び特色選抜の合格者数が募集人員に満たなかった場合は、募集人員からこれら2つの選抜の合格者数を差し引いた人員について、一般選抜を実施します。
- (2) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに奈良県立十津川高等学校長に欠席届（特色選抜要項の様式6）を提出してください。
- (3) 奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜で合格した場合、必ず入学するものとします。
- (4) 中学校長は、身体に障害があるなど、受検の際に特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、奈良県立十津川高等学校長に事前に申し出てください。
この場合、奈良県立十津川高等学校長は、奈良県教育委員会事務局学校教育課長と協議してください。
- (5) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断書等を、別に通知する方法により、奈良県立十津川高等学校長に提出してください。
- (6) この要項で定めるもののほか、必要な事項は奈良県立十津川高等学校長が別に定めます。